

利用料金表（令和3年4月1日～）

児童発達支援(主に未就学児、医療的ケア児を除く、定員10以下)		885
加算	児童指導員等加配加算（国基準より職員を1名以上配置した場合）	187
	家庭連携加算（家庭訪問にて家族等に対する相談援助を行った場合。月4回まで）	1時間未満187 1時間以上280
	事業所内相談支援加算（Ⅰ）（事業所内で30分以上相談支援を行った場合。相談支援が、デイ利用時でも行える。月1回まで）	100
	事業所内相談支援加算（Ⅱ）（グループで事業所内で30分以上相談支援を行った場合。デイ利用時でも行える。月1回まで）	80
	利用者負担上限管理加算（1月内の利用者負担上限管理を行った場合）	150/月
	欠席時対応加算（急病等により急に利用キャンセルした場合（前々日までの連絡）。月4回まで）	94
	個別サポート加算Ⅰ（ケアニーズの高い児（調査項目要件に該当する児）への支援 1日ごとに算定可能）	100
	個別サポート加算Ⅱ（要保護・要支援児童に対するの支援 1日ごとに算定可能）	125
	送迎加算（送迎サービスを利用した場合）	54
	関係機関連携加算Ⅰ（園・学校と連携を取った場合。年1回まで）	200
	関係機関連携加算Ⅱ（就園・就学・就職に際して連携を取った場合。1回まで）	200
	保育・教育等移行支援加算（保育・教育に事業所の支援により移行した場合。1回まで）	500
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の3.3%	

（単位 点）

利用料金表（令和3年4月1日～）

放課後等デイサービス		授業終了後 604
		学校休業日 721
加算	児童指導員等加配加算（国基準より職員を1名以上配置した場合）	187
	家庭連携加算（家庭訪問にて家族等に対する相談援助を行った場合。月4回まで）	1時間未満 187 1時間以上 280
	事業所内相談支援加算（Ⅰ）（事業所内で30分以上相談支援を行った場合。相談支援が、デイ利用時でも行える。月1回まで）	100
	事業所内相談支援加算（Ⅱ）（グループで事業所内で30分以上相談支援を行った場合。デイ利用時でも行える。月1回まで）	80
	利用者負担上限管理加算（1月内の利用者負担上限管理を行った場合）	150/月
	欠席時対応加算Ⅰ（急病等により急に利用キャンセルした場合。月4回まで）	94
	欠席時対応加算Ⅱ（来所したが、急病等により30分以内で帰宅し利用キャンセルした場合。月4回まで）	94
	個別サポート加算Ⅰ（ケアニーズの高い児（指標該当児の判定スコアにて判定）への支援 1日ごとに算定可能）	100
	個別サポート加算Ⅱ（要保護・要支援児童に対するの支援 1日ごとに算定可能）	125
	送迎加算（送迎サービスを利用した場合）	54
	関係機関連携加算Ⅰ（園・学校と連携を取った場合。月1回まで）	200
	関係機関連携加算Ⅱ（就園・就学・就職に際して連携を取った場合。1回まで）	200
	保育・教育等移行支援加算（保育・教育に事業所の支援により移行した場合。1回まで）	500
	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の3.4%

（単位 点）

保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援		
イ：訪問支援員が1人のみを支援		イ 1035
ロ：訪問支援員が一日に複数支援した場合1人につき（×93/100）		ロ 1035 （×93/100）
加算	訪問支援特別体制加算 （専門職員が支援を行う場合）	679
	初回加算（児発管が初回に訪問先に同行した場合） ※ 保育所等訪問のみ	200
	家庭連携加算（家庭訪問にて家族等に対する相談援助を行った場合。月2回まで） ※ 保育所等訪問のみ	1時間未満 187 1時間以上 280
	通所施設移行支援加算 ※ 居宅型児童発達支援のみ	500（1回のみ）
	利用者負担上限管理加算（1月内の利用者負担上限管理を行った場合）	150/月
	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の3.3%

（単位 点）